

秩父市農業委員会 令和4年第4回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年 4月25日(月) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年 4月25日(月) 午後3時36分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

| 農業委員     |         |          |            | 農地利用最適化推進委員 |         |          |
|----------|---------|----------|------------|-------------|---------|----------|
| 議席<br>番号 | 農業委員氏名  | 出席<br>状況 | 議事録<br>署名人 | 地区          | 推進委委員氏名 | 出欠<br>状況 |
| 1番       | 糸 東 男   | 出席       |            | 第1<br>区域    | 吉 川 稔   | 出席       |
| 2番       | 上 井 克 彦 | 出席       |            |             | 松 澤 眞 一 | 出席       |
| 3番       | 長谷川 満   | 出席       |            | 第2<br>区域    | 倉 林 幸 男 | 出席       |
| 4番       | 加 藤 勝 市 | 出席       |            |             | 大久保 勝   | 出席       |
| 5番       | 笠 原 倍 吉 | 出席       |            | 第3<br>区域    | 田 口 俊 夫 | 遅刻       |
| 6番       | 彦久保 利 平 | 出席       |            |             | 小久保 健 司 | 出席       |
| 7番       | 横 田 友   | 出席       |            | 第4<br>区域    | 齊 藤 稔   | 出席       |
| 8番       | 黒 澤 昌 治 | 出席       |            |             | 富 田 典 孝 | 出席       |
| 9番       | 青 野 孝 司 | 出席       |            | 第5<br>区域    | 新 井 明 弘 | 出席       |
| 10番      | 新 田 恭 一 | 出席       |            |             | 木 村 初 枝 | 出席       |
| 11番      | 長 島 秀 明 | 出席       |            |             | 高 田 忠 一 | 出席       |
| 12番      | 豊 田 恵 男 | 出席       |            |             | 新 舟 文 男 | 出席       |
| 13番      | 設 樂 治 男 | 出席       |            | 第6<br>区域    | 千 島 初 夫 | 出席       |
|          |         |          |            |             | 木 村 雄 一 | 出席       |

印 農業委員会長      印 会長職務代理者      印 議事録署名人

- 印は新型コロナウイルス感染予防対策のため出席を求めなかった農地利用適正化推進委員

#### 4 議事日程

- 日程第1 開会・開議
- 日程第2 議事日程の報告
- 日程第3 総会成立の報告
- 日程第4 議事録署名委員の指名
- 日程第5 書報告
- 日程第6 審議議案の報告
- 日程第7 議案審議

- 議案第14号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて  
農地法施行規則第17条第2項による区域 (2件)
- 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)
- 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)
- 議案台17号 農地利用集積計画の決定について (1件)
- 議案第18号 農地利用配分計画の意見について (1件)
- 議案第19号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの  
判断について (1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

#### 5 農業委員会事務局職員

| 職 名  | 氏 名     | 備考 | 職 名  | 氏 名     | 備考 |
|------|---------|----|------|---------|----|
| 事務局長 | 川 上 貴   |    | 主席主幹 | 小 嶋 祥 弘 | 書記 |
| 参 与  | 宮 前 房 男 |    | 主 事  | 川 上 僚 太 | 書記 |
| 主 幹  | 千 島 修   |    | 主 査  | 笠 原 信 之 |    |
| 主事補  | 見 澤 俊 亮 |    |      |         |    |

#### 6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（糸東男会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第4回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（糸東男会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

### 日程第3 総会成立の報告

**議長（糸東男会長）** はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

**川上事務局長** 本日の出席は、農業委員は、13名中13名、農地利用最適化推進委員は、14名中13名です。

**議長（糸東男会長）** 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

### 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（糸東男会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（糸東男会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。8番 黒沢 昌治 委員 及び 9番 青野 孝司 委員以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び川上主事を指名いたします。

### 日程第5 諸報告

**議長（糸東男会長）** 次に、諸報告でございますが本総会での書報告はございません。

**議長（糸東男会長）** 以上で、諸報告を終わりにいたします。

### 日程第6 審議議案の報告

**議長（糸東男会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**川上事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書2ページの議案第14号 農地法第5条第2項第5号別段の面積の見直しについて 2農地法施行規則第17条第2項による区域 表の番号1について取り下げ願いが出されたので削除願います。

議案書5ページの議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号5について申請事由の項目、駐車場の後に追認 平成19年頃と追記をしてください。続きまして、同じく議案書5ページ 番号6 申請事由の項目、資材置場の後に 一部追認 平成2年4月頃と追記してください。続きまして議案書6ページ、番号ですが、申請者より議案の取り下げ依頼が出されてことから削除をお願いいたします。訂正は以上でございます

それでは、令和4年 第4回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第14号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、農地法施行規則第17条第2項による区域の指定が2件、

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてが1件、

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請についてが7件、

議案第17号 農地利用集積計画の決定についてが1件

議案第18号 農地利用配分計画の意見についてが1件

議案第19号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが1件以上でございます。よろしく願います。

**議長（糸東男会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議案審議

議案第14号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)  
**議長(糸東男会長)** これより、議案の審議に入ります。議案第14号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。  
**事務局(見澤主事補)** 私からは番号2、3について説明します。

議案書の1ページをご覧ください。

農地を耕作目的で、売買、贈与、賃借等により権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件をすべて満たす必要があります。

その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積要件は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施工規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の面積を満たす場合は、農地法施工規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することが決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、荒川日野 字 畑 3筆  $m^2$ を設定するものです。

案内図をご覧ください。申出の所在につきましては、 から南に約 km付近に位置し、平成24年に相続により取得した土地です。

農地の所有者は、現在遠方に在住しており、今後申請地で耕作を行うのが困難なため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理状態でした。説明は以上です。

続きまして番号3について説明します。申出地は、荒川白久 字 畑 筆  $m^2$ です。案内図をご覧ください。申出の所在につきましては、 から東に約 m付近に位置し、平成8年に相続により取得した土地です。農地の所有者は、現在遠方に在住しており、今後申出地で耕作を行うのが困難なため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。

その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理でした。また、駐車場として利用されていた経緯があり、そのことに対する始末書も添付されています。

説明は以上です。

**議長(糸東男会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**5番 笠原 倍吉 委員** 5番笠原です。詳細につきましては事務局より報告されたとおりです。今の案件につきましては、三澤主事補、推進員の木村さんと私が21日に確認をしてきました。すでにこの家には転入者が住んでおります。家の周りには植木等が植えられております。また畑については保全管理がされております。以上の状況から申しますと転入者に管理をしてもらうのがベターだと考えます。次に、3番の件ですが、前の業者が自宅前の農地を駐車場として長年に渡り使用していました。今回転入者が家庭菜園を行うとの意向から、前使用者に農地として修復を求めています。4月21日に修復が完成したようです。事務局三澤さん、近隣住民に伺ったところ、農地として復元されております。意見としては大丈夫であると思われるのでご審議の程お願いします。

**6区 木村雄一 推進委員** 第6区推進委員の木村です。案内図のとおり保全管理されている状態です。実際に夫婦で営農をしております。これからも努力して、良くなるのではないかと予測されます。一番大きい畑は野菜の植え付けがされております。続いて駐車場として使用していた場所は、21日に確認したところ農地に復元されていました。家庭菜園を行うには良いのではないかと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

**議長(糸東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**5区小久保 健司推進員** この2番の案件は新規募集ということですが、借りる人が決まっているようですが。

**事務局(見澤主事補)** 実際には所有者と申請者で話がついている状況のようです。また次回の総会には3条の申請を行うものと思われます。また申請者は当該住宅に在住しておりまして、前は東京に住んでおり、時間に余裕のある方の方のようです。こちらに来て仕事と農業を両立して生活していくことの方です。

**5区小久保 健司推進員** 新規募集であるが、決まっているようなものでしょうか。

**事務局(見澤主事補)** はい。そうです。

**議長(糸東男会長)** ほかにございますか。

(「無し」という人あり)

**議長(糸東男会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第14号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(全員挙手を確認する)

**議長(糸東男会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申し出のとおり、許可することに決しました。

議案第15号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (1件)

**議長(糸東男会長)** 次に、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(宮前参与)** 3条

議案書3ページをお開きください。

私からは、番号1 について、説明いたします。

本案件につきましては、令和4年 第3回 定例総会において 別段の面積の見直しとして、ご審議、決定いただいた、農地法施行規則 第17条 第2項の規定に基づき 設定された農地に対し、譲り受けた旨の申し出があり、譲渡人との協議が成立したことから、このたびの申請となりました。なお、譲受人、譲渡人、申請地、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、上影森字 畑 m<sup>2</sup>で、 の南西 メートル付近に位置し、令和2年、相続により取得した土地です。譲受人は、申請地に隣接した土地に居住しております。譲受人は農業経験はありませんが、農機具(ミニ耕運機1台)を購入して、新規就農を予定しています。作付計画では、ジャガイモ、白菜、ネギを栽培する計画です。

現地は耕作農地で就農は可能であると見受けられます。説明は以上です。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当推進委員の意見を伺います。

**10番 新田 恭一 委員** 10番新田です。事務局説明のとおりです。先月の総会で決定いただいたものでございます。受託者が決定しておりまして、すでにジャガイモの栽培が始まっております。その他の作物も栽培を始めるようでございますので、良かったと思っています。よろしくお願いいたします。

**1区 吉川 稔 推進委員** 第1区推進委員の吉川です。事務局説明のとおりでありまして、この方の家のすぐ横で家庭菜園をするのは良いことだと思います。皆様のご審議をお願いします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

加藤さん

**4番 加藤 勝市 委員** 4番加藤です。1点確認だけお願いします。新年度なので確認します。3条でた案件は3年3作、耕作するという事を条件認める。相続以外はこの条件を令和4年も引き継いでいくという事を確認します。

**議長（糸東男会長）** はいそのようになりますと思います。この案件の譲受人、譲渡人は兄弟でございます。兄から妹への譲渡であります。ここは3年くらい前市営住宅でした。地目畑 現状宅地 でした。ここは蚕の飼育所を中国からの引き揚げ者の住宅として使用していました。ここに住んでいた人が引っ越しをしたため現状地目を畑に戻しました。所有者は母親と共有していましたが、母親が亡くなり相続を行う際に、農業者でなければ、畑の相続ができないとの税理士からの指導で、相続が（妹に）出来なかったということで、登記したものです。

今回、兄から妹へ譲り渡すということで申請がされたものと思われます。

**4番 加藤 勝市 委員** 確認をさせてください。この案件に限らず3年3作、相続以外はこの条件（方針）を令和4年も引き継いでいくという事でよろしいのですね。

**議長（糸東男会長）** はい。そのまま継続です。

**13番 設楽 治男 委員** 13番設楽です。確認します。相続の場合は農業者でなくてもできると思うのですが。

**事務局（宮前参与）** この案件は、前回の総会で別段の見直しがされているものです。皆様にご審議いただいた案件でございます。

**13番 設楽 治男 委員** はい。前回2条で出されていたということで承知しました。

**議長（糸東男会長）** 他に質疑 又は 意見はありませんか。

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。これより、採決をいたします。議案第15号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可をすることに決しました。

議案第16号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（7件）

**議長（糸東男会長）** 次に、議案第16号 農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**事務局（川上主事）** 私からは番号1から2について説明します。

はじめに番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。申請地は 中村町 丁目 畑 1筆 m<sup>2</sup>で令和3年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅の建設です。申請事由ですが、譲受人は現在、妻の実家に暮らしておりますが、手狭となってきたために家族と共に独立し、兄である譲渡人の所有する申請地に自己用住宅

を建築したいと申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接に譲渡人の所有地以外は農地がなく、周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えられます。現地を確認しましたところ、不耕作状態となっておりました。

続きまして番号2についてですが、譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は議案書記載のとおりです。申請地は 小柱字 筆  $m^2$  で平成26年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましても、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は自己用住宅の建設です。申請事由ですが、譲受人は現在、借家住まいであり、手狭となってきたため、自己用住宅を建築したいと土地を探していたところ、譲渡人との間に話がまとまり、ここに自己用住宅を建築したいとして申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接農地所有者からは農地転用について差し支えない旨の同意書が添付されております。現地を確認しましたところ、休耕地状態となっておりました。

**事務局（宮前参与）** 私からは、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、下影森字 畑 筆 平方メートルで、 の東 メートル付近に位置し、 に近接している土地で、譲渡人が昭和30年相続及び昭和36年共有者の持分放棄により取得した土地です。立地の基準につきましても、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建築です。

申請事由ですが、譲受人は夫婦で現在アパート住まいですが、日常生活において手狭となってきたので、申請地を譲受け、住宅の新築をするものです。なお、申請地は公道に接道していない土地ですが、位置指定道路所有者の承諾を得ていること、隣接農地所有者の承諾を得ていることから問題は無いと考えます。現地を確認したところ耕作されていない農地でした。

**事務局（小嶋主席主幹）** 私からは番号4から6について説明いたします。

番号4について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 大野原 字 畑 筆  $m^2$ で、昭和48年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましても中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅用地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接した南側敷地に、配偶者及び両親、子どもの計6人の世帯で居住しております。現在、世帯員で4台の車輛を所有しており、あらたに世帯員1名が1台購入予定であり、来客用車両2台を含む使用車両計7台分が、現在の住宅配置では駐車スペースが狭く置き場に苦慮しているとのことです。このたび譲渡人と協議がなったため、申請地を取得し敷地内駐車場及び庭用地として利用したいとして申請されました。一体利用面積は既存の敷地面積との合計で556.96 $m^2$ となります。

計画としては、申請地に居住者用の駐車スペース5台及び庭として花壇・盆栽棚を設置する計画となっております。なお、一般住宅の転用面積については、平成15年5月1日の埼玉県農業

政策課長の通知で、上限は概ね500㎡と定められております。このたびの申請では、一体利用地の合計が約57㎡超過していることから、駐車場としての必要性の根拠として、隣接住居に車両使用者が居住する根拠として世帯住民票、車両の所有者の確認として現所有車両の車検証の写、譲受人からは上記書類の提出を受けております。

資金調達計画は整っております。なお、本申請地に隣接する農地はありませんでした。

現地を確認しましたところ、申請地は保安全管理されてはおりますが、不耕作地となっております。

つづきまして、番号5について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は 大野原字下 畑 筆 ㎡で、平成5年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は から 約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、水管・下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、500m以内に教育施設・公共施設が存在していることから、申請地は都市計画区域の用途区域内にある市街化の傾向が著しい中にある同程度の農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場です。申請事由ですが、譲受人は申請地より約100mの位置に共同住宅を所有しており、その共同住宅用に借用している駐車場を所有者に返還することになりました。そのため、不足分の駐車場を確保する必要があり、このたび譲渡人との協議がなったことから、共同住宅から近く居住者の利便性もよい申請地を所有し、共同住宅の駐車場として使用したいとして申請されました。なお、譲渡人が申請地に農地転用の許可を受けないまま、一部に砂利を敷設してしまっており、始末書が添付されております。計画の内容としては、共同住宅用駐車場6台として使用する予定となっております。資金調達計画は整っております。また隣接する農地はありませんでした。現地を確認したところ、一部砂利敷になっており、不耕作地となっております。

つづきまして、番号6について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は黒谷字 畑 筆 ㎡で、昭和48年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から東南に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は資材置場です。譲受人は 地内に本社を置き、 を営んでいます。現在は本社近く及び栃谷地内に資材置場を借りておりますが、手狭になっており苦慮していたところ、この度、自社からも比較的近い場所で、前面道路も広く利便性もよい当申請地を譲り受け、ここを資材置場として使用したいとして申請されました。なお、譲渡人が申請地に農地転用の許可を受けないまま、一部に砂利を敷設し駐車スペースとして使用してしまっており、始末書が添付されております。

計画の内容としては、土地造成後、重機や、砂利、玉石、骨材、廃材置場として使用する予定となっております。なお、申請地は田として使用していたことからか、湿地的な状況であり、資材搬入時の車輛の出入りについて支障も考えられることから、盛土等の改良を行うことについては、現在申請者へ照会中となっております。資金調達計画は整っています。また、隣接する農地はあ



りません。現地を確認しましたところ、耕作はおこなわれておりませんでした。草刈り等の管理はされており、一部駐車場として使用されておりました。

私からの説明は以上です。

**事務局（川上事務局長）** 番号7の案件について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図はスクリーンをご覧ください。申請地は、地内 から西に約メートル付近に位置する、として一体利用する宅地隣接地の南東側、平方メートルの休耕農地であります。申請地は、平成24年に相続により取得した土地です。その後、不動産業者において仮登記権利者とされており。立地の基準につきましては、令和4年2月14日付けで農振農用地から除外されており。次に、転用の目的ですが、譲受人は、申請地に隣接する秩父市で、を運営しており、事業拡大に伴い申請したものです。また、申請地は、同施設に隣接しており、農業後継者もいないことから、遊休農地となっており、当該施設を設置することによる問題が発生した場合は譲受人の責任において処理することが申請書に明記されていることから、問題はないものと思われま。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**4番加藤勝市委員** 4番加藤です。議案16号1番ですが事務局より説明のあったとおりでございます。転用の目的、近隣の状況、3種農地、申請書類等整っている事を勘案し、許可はやむを得ないと判断しました。ご審議をお願いいたします。

**13番設楽治男委員** 13番設楽です。相続した4人共有名義の狭い土地で、この地区は住宅の建設が進んでいる地域となっております。地域の活性化には良いと思います。審議の程よろしくをお願いします。

**10番新田恭一委員** 番号3について説明させていただきます。事務局説明の通りでございますが、案内図の写真的とおり周辺は住宅化が進んでおります。住宅地の畑という風な状態でございます。住宅地の中の第3種農地でございますのでやむを得ないと思います。ご審議をお願いします。

**9番青野孝司委員** 9番青野です。番号4と番号5について申し上げます。いずれも概況は事務局説明のとおりです。番号4についてですが、当該農地はしばらく耕作されておらず保管理の状態でございます。譲受人は当該農地の隣に住んでおりますが、主に家族の駐車場として使用したいとのことです。当該農地の状況を勘案しますとやむを得ないものと考えます。次に番号5についてですが、当該農地の周辺にはアパートが建ち並んでおります。このたび譲受人は自ら経営するアパートの居住者用駐車場として利用したいとの事です。現状は農地転用の許可を受けないまま一部は駐車場として使用されており。譲渡人からは始末書が添付されており。駐車場確保に急を要した事情もあることからやむを得ないと感じました。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

**11番長島秀明委員** 11番長島です。番号6につきまして申し上げます。概要につきましては事務局の説明したとおりです。立地基準が第2種農地ということなので周囲の営農状況に影響が無いか確認しました。現地は元々、田でありましてしばらくの間、耕作されておらずかなり、湿地の状態でございます。長靴でないと入れない状態です。隣接地は以前に農転を受けており倉庫が建てられている状態です。皆様のご審議をお願いします。

**12番豊田恵男委員** 12番豊田です。議案16号7番について申し上げます。21日に事務局、と現地を確認しました。事務局より説明のありました農振除外を受けている土地ということですが、資料の航空写真とだいぶ変わっておりまして、地目は田ですが、だいぶ荒廃地との感じでございます。この土地を整地して、綺麗な状態にするというのは良いことだと思われま。農転はやむを得ないと思います。審議をお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより議案

に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。5条の7件ですがいかがでしょうか。

議長（衆東男会長）特にございませんか。

議長（衆東男会長）特に質疑はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆東男会長）質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第16号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（衆東男会長）全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第17号上程農地利用集積計画の決定について

議長（衆東男会長）次に議案第17号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

4番加藤勝市委員 4番加藤です。12番豊田委員は利害関係者なので退出していただくのではないのでしょうか。

議長（衆東男会長）失礼しました。12番豊田恵男委員、2区大久保推進員に置かれましては秩父市農業委員会規則第10条に規定する、議事参与の制限に「該当いたしますので、退席をお願いいたします。

12番豊田恵男委員、2区大久保推進員退席

事務局（川上事務局長）大変失礼をいたしました。

議案第17号番号1について説明をいたします。）

本案は、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、令和4年4月 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。計画の内容を申し上げます。本案は、農地中間管理事業により、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申し出を受けて、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。貸付けに係る土地についてですが、議案第17号 別紙1 農用地利用集積計画（案）にあります蒔田地区の地権者数74人、筆 の地目 田、畑の計 平方メートルです。案内図をご覧ください。この農地は、 から メートル付近にあります。利用権を設定する期間は令和4年7月1日から10年間です。なお、本案につきまして決定をしていただいた後には、同公社が農地を地域の担い手へ貸し付けることとなります。なお、現地はすべて耕作地でした。説明は以上です。

議長（衆東男会長）事務局の説明は終わりました。担当委員、担当推進員の意見を伺います。

8番黒沢昌治委員 番号1について説明申し上げます。事務局より説明のあったとおりでございます。21日に2区倉林委員と現地を確認しました。 m<sup>2</sup>畑は1年間 千円田は1年間・

円です。10年間の計画です。問題はないと思いますがご審議お願いいたします。

2区倉林幸男推進員 2区の倉林です。21日に黒沢委員、事務局長と現地を確認しました。地権者、使用者で合意ができていると伺っております。特に問題は無いと思いますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（衆東男会長）ありがとうございました。以上が、担当委員および担当推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

総会参加者よりありませんとの発言あり。

議長（衆東男会長）質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をい

たします。議案第17号について、市長からの申出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

**議長(糸東男会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、決定とすることに決しました。

議案第18号上程 農地利用配分計画の意見について

**議長(糸東男会長)** 次に議案第18号農地利用配分計画の意見についてを議題といたします。

なおこの案件につきましても、秩父市農業委員会 会議規則第10条に規定する議事参与の制限に該当いたしますので引き続き12番豊田恵男委員、2区大久保勝推進員は退席のままお願いいたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**事務局(川上事務局長)**

議案第18号番号1について説明をいたします。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和3年4月9日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられている農地は、先の議案第17号におきまして農用地利用集積計画を決定したもので、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、申し出がありました担い手に配分する計画です。

議案書 議案18号別紙2をご覧ください。農地利用配分計画 筆 平方メートルのうち、田 筆 平方メートル、畑 筆 計 平方メートルを、農事組合法人、認定農業者である農業従事者がそれぞれ利用する計画になっています。

配分案につきましては、スクリーンをご覧ください。それぞれ色分けしたものが配分となっております。借期間につきましては、令和4年7月1日より 年間で、賃料は1年、概ね10アール当たり、田が 円、畑が 円となっておりますが、使用貸借となっておりますものもございます。この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。以上でございます。

**議長(糸東男会長)** 事務局の説明がおわりました。続きまして担当委員および担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

**8番黒沢昌治委員** 8番黒沢です。事務局説明の通り 筆 m<sup>2</sup>につきましては、農事組合法人、他 名により令和4年7月1日より10年間契約し耕作することとなりました。ご審議をお願いいたします。

**2区倉林推進員** 2区倉林です。事務局、黒沢推進員説明の通り農地中間管理事業の推進に関する法律により問題はないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**議長(糸東男会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**9番青野孝司委員** 9番青野です。教えていただきたいのですが、使用貸借のケースが見受けられます。どのような場合に使用貸借、無償で貸すのでしょうか。

**議長(糸東男会長)** はい、加藤委員。

**4番 加藤 勝市 委員** 加藤です。自分の身内もこの案件に該当しております。お金ではなく、現物(収穫した米)で頂いている。今後もお金ではなくお米で頂いていくことで継続していくことのように。そういったことから賃料は発生しないようです。私が聞いたのはそういった事のようにです。

**9番青野孝司委員** ありがとうございます。かなり使用貸借が多いので質問させていただきました。理解できました。

**議長（糸東男会長）** ほかに質疑又は意見はありませんか。余談ですが蒔田では米のほかに藁でもらう方もいると伺っています。

**議長（糸東男会長）** ほかに質疑又は意見はありませんか。よろしいですか。  
（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これよりお諮りいたします。議案第18号について、農用地利用配分計画について市長に意見は無いものとする旨の意見に賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** はい全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、決定とすることに決しました。議案第18号の審議を終了とします。議案が終了したので12番豊田恵男委員2区大久保勝推進員におかれましては、自席にお戻りいただくよう願います。

議案第19号上程 農地法第2条第1項の規定する農地に該当するか否かの判断について

**議長（糸東男会長）** 続いて議案第19号農地法第2条第1項の規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**事務局（川上事務局長）** 議案第19号について説明をいたします。

議案書の最後のページをご覧ください。寺尾 字 番・畑 筆 m<sup>2</sup>の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があったものです。本申出地については、法第30条の利用状況調査の結果は平成30年から赤判定となっています。対象地は、農林水産省経営局が平成21年12月11日制定した「農地法の運用について」、第4の(4)の非農地の判断基準に照らし、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に該当し農地に該当しないものと判断するものです。

案内図をご覧ください。出地は、・・・より・・・メートル西側にあります。隣接地は遊休農地(田)宅地等に囲まれております。地を確認しましたところ、傾斜地であり幅員も狭く、雑草、樹木の繁茂した形跡もあり、耕作を行うことは困難であると思われまます。

説明は以上でございます。

**議長（糸東男会長）** 事務局の説明がおわかりました。担当委員の意見を伺います。

**12番 豊田 恵男 委員** 12番豊田です。21日に事務局長、倉林推進員、大久保推進員の4名で現地を確認しました。写真を見ていただいてもわかるように、隣の平らな土地は別の地主になっておりますので、この土地を畑に戻すことは困難だと思われまますので、非農地判断を決定してもらいたいと思います。ただ非農地判断後の管理をしっかりといただけるか心配なところ です。

**2区倉林推進員** 2区の倉林です。先ほど事務局長、豊田委員より説明がありましたが現状は農地に(回復)出来ません。隣接地に土留めが施行してあり宅地となっています。近隣にはアパートも建てられています。あとは判定後に管理をしていただきたいと思ひます。

**2区大久保推進員** 2区大久保です。豊田委員、倉林推進員の説明どおりです。現地を確認した際申請地にあった、樹木の伐採した残骸を片付けていただきたいところ です。ご審議をお願いいたします。

**議長（糸東男会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員、推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。併せて議案に対する意見を伺います。

**13番 設楽 治男 委員** 13番設楽です。非農地となった場合、雑種地となり税金が高くなると話

していましたが、この場合山林又は原野で登記となれば税金は低く抑えられます。ほかの農地法にかかる部分もあると思われます。これは意見でございます。

ただ、4条申請をして山林に地目登記をすることもできるかと思えます。

**2番上井克彦委員** 2番上井です。隣接地である田の所有者は、木の伐採を地主に要望しているのですか。

**2区倉林推進員** 2区の倉林です。木を伐採して形跡から、要望があったものと推測しました。

**2番上井克彦委員** 隣地の田は耕作しているのでしょうか。この他の所有者の意向が気になります。  
**事務局（川上事務局長）** 耕作はしておりませんが保全管理をおこなっています。

**議長（糸東男会長）** ほかに質疑又は意見はありませんか。

**7番横田 友委員** 7番横田です。農地から外した場合税金が高くなることは承知して外すのでしょうか。農地として耕作できないから外したいと言うことでしょうか。

**事務局（川上事務局長）** はい。そのようです。

**7番横田 友委員** 後の事（管理等）が難しいと思われま。

**議長（糸東男会長）** 担当委員の方々が申請を受け、審査して畑にはならないということですから。

休憩 午後3時25分

各委員、推進員よりフリートークのような形式で様々な意見あり。

再開 午後3時30分

**議長（糸東男会長）** この議案どうしますか。申請どおり非農地の判断をするかどうか結論を出したいと思えます。意見なしでよろしいでしょうか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸東男会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第19号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

**議長（糸東男会長）** 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり農地には該当しないものとすることに決しました。

日程第8 閉議・閉会

**議長（糸東男会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして

秩父市農業委員会 令和4年第4回定例総会を閉会いたします。